

(10)市たばこ税に関する概要

区分	平成29年度	対前年比	平成30年度	対前年比	令和元年度	対前年比	令和2年度	対前年比	令和3年度	対前年比
たばこ売上本数	92,437,284 本	本数で	85,419,254 本	本数で	81,140,461 本	本数で	75,991,465 本	本数で	74,812,868 本	本数で
税額	480,329 千円	7.11%減	459,572 千円	7.59%減	459,902 千円	5.01%減	444,875 千円	6.35%減	470,069 千円	1.55%減

注)平成元年度税制改正により、市たばこ消費税と電気税が廃止となり、市たばこ税のみとなる。
(税率)従量制となり、1,000本につき1,997円
平成9年度から1,000本につき2,434円

平成15年度税制改正により
旧3級品以外1,000本につき2,977円
旧3級品1,000本につき1,412円

平成18年度税制改正により
旧3級品以外1,000本につき3,298円
旧3級品1,000本につき1,564円

平成22年度税制改正により
旧3級品以外1,000本につき4,618円
旧3級品1,000本につき2,190円

平成23年度税制改正により(平成25年4月実施)
旧3級品以外1,000本につき5,262円
旧3級品1,000本につき2,495円

平成27年度及び平成30年度税制改正により、平成28年4月から令和3年10月まで旧三級品の税率が下記のとおり改正される。

	平成28年4月1日から	平成29年4月1日から	平成30年4月1日から	平成30年10月1日から	令和元年10月1日から	令和2年10月1日から	令和3年10月1日から
旧三級品以外1,000本につき	5,262円(改正なし)	5,262円(改正なし)	5,262円(改正なし)	5,692円	5,692円(改正なし)	6,122円	6,552円
旧三級品1,000本につき	2,925円	3,355円	4,000円	4,000円(改正なし)	5,692円		

平成30年度税制改正により加熱式たばこの課税方式が次のとおり見直しされる。

・改正後の加熱式たばこの換算方法(課税区分は「加熱式たばこ」に分類)

重量:加熱式たばこ0.4gを紙巻たばこ0.5本に換算

価格:加熱式たばこの小売価格を紙巻たばこの1本の金額(約20円)に相当する金額をもって、紙巻たばこの0.5本に換算

紙巻・フィルター・葉たばこ・溶液(ブルーム・テックでも溶液の除外なし)	×	0.5本
0.4g		
+		
加熱式たばこ1箱あたりの小売価格	×	0.5本
紙巻たばこ1本当たりの平均価格		

改正時期	現行の換算方法	改正後の換算方法
平成30年9月30日まで	現行の換算方本数 × 1.0	-
平成30年10月1日	現行の換算方本数 × 0.8	新換算方本数 × 0.2
令和元年10月1日	現行の換算方本数 × 0.6	新換算方本数 × 0.4
令和2年10月1日	現行の換算方本数 × 0.4	新換算方本数 × 0.6
令和3年10月1日	現行の換算方本数 × 0.2	新換算方本数 × 0.8
令和4年10月1日	-	新換算方本数 × 1.0

1箱	現行のたばこ税 (H30.9.30まで)	課税割合	改正後たばこ税 (R4.10.1以降)
紙巻たばこ	244.88円	55.7%	約300円
アイコス	192.20円	41.8%	約270円
グロー	119.98円	28.6%	約220円
ブルーム・テック	34.28円	7.5%	約210円